

水質汚濁防止法に基づく

届出のしおり

(水質汚濁防止法第5条第3項の規定に基づく届出を除く)

徳島県

目 次

1	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法について	・・・ 1
2	法律の対象となる地域について	・・・ 1
3	特定施設及び指定地域特定施設について	・・・ 2
4	特定事業場について	・・・ 2
5	設置の届出について	・・・ 3
6	排水基準について	・・・ 3
7	立入検査及び排水基準違反について	・・・ 4
8	総量規制（水質総量削減制度）について	・・・ 4
9	事故時の措置について	・・・ 6
10	特定事業場の排水対策について	・・・ 8
11	有害物質貯蔵指定施設等に係る届出について	・・・ 8
【資料編】		
資料1	届出等の手続一覧	・・・ 9
資料2	水質汚濁防止法関係届出先	・・・ 11
資料3	届出書記載例	・・・ 12
資料4	排水基準について	・・・ 24
資料5	徳島県小規模事業場等排水対策指導指針	・・・ 26

1 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法について

- ◎ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）は、従前の旧水質二法を全面改正する形で、昭和45年12月25日に公布され、昭和46年6月24日から施行されました。

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

- ◎ 瀬戸内海環境保全臨時措置法（現在の、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。））が、昭和48年10月2日に公布され、同年11月2日から施行されました。
- この瀬戸内法は、瀬戸内海が漁業資源や自然資源として国民の貴重な財産であることにかんがみ、工場及び事業場に対する排水規制を届出制から許可制へと強化するなど、水濁法に規定する施策に対し、特別の施策を規定して瀬戸内海の環境を保全しようとしたものです。

第一条 この法律は、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

[凡例]

以下においては、法令の各条項については、例えば第12条第3項第2号を「12③二」と表記します。

2 法律の対象となる地域について

- (1) 水濁法の対象となる地域は、徳島県全域です。
- (2) 瀬戸内法の対象となる地域（以下「瀬戸内区域」という。）は、海部郡（美波町赤松地区を除く）以外の県内区域で、水濁法に係る総量規制の対象となる地域です。
- 具体的には、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、那賀郡、海部郡美波町赤松、板野郡、美馬郡及び三好郡の区域です。

3 特定施設及び指定地域特定施設について

- (1) 特定施設とは、水質汚濁防止法施行令（以下「水濁令」という。）別表第1に掲げる施設です。
- (2) 指定地域特定施設とは、水濁令3の2に定める施設で、瀬戸内区域に設置する建築基準法施行令32①の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（農業集落排水処理施設等を含む。）です。

4 特定事業場について

特定事業場とは、特定施設又は指定地域特定施設を設置している事業場のことであり、水濁法による届出又は瀬戸内法による許可申請が必要な事業場です。

なお、届出等の手続については、資料1のとおりです。

○水濁法の届出が必要な場合

- (1) 県内全域において、1日当たりの最大の排出水の量（以下「日最大排水量」という。）が50立方メートル未満の特定事業場
- (2) 日最大排水量が50立方メートル以上の次の特定事業場
 - ①海部郡（美波町赤松地区を除く。）に、特定施設を設置する特定事業場
 - ②瀬戸内区域に、指定地域特定施設のみを設置する特定事業場
 - ③瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（以下「瀬戸内令」という。）4に定める施設（下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設など）のみの特定事業場

※「排出水」：特定事業場から公共用水域に排出される水

「排出水の量」：特定事業場のすべての排水口からの排出水の総量（雨水は含めない。）

○瀬戸内法の許可申請が必要な場合

瀬戸内区域で、日最大排水量が50立方メートル以上の特定事業場（上記(2)②③を除く。）

なお、瀬戸内法の許可が必要な特定事業場が、指定地域特定施設も設置する場合は、水濁法の届出も必要です。

設置する前に届出等の手続きが必要（罰則規定有り）ですが、特に瀬戸内法の対象となる事業場は、許可を要する事業場であることから、無許可で工事に着手し、操業した場合には、工事の中止、操業の停止、施設の除却等の行政処分（瀬戸内法11）を下すことがありますので、注意してください。

瀬戸内法に関しては、環境管理課（電話：088-621-2272）【徳島市内に事業場を有する場合は、徳島市環境保全課（電話：088-621-5213）】までお問い合わせください。

5 設置の届出について

(1) 届出の時期について

特定施設を設置（新設・増設・更新）するときには、原則としてその着工の60日以上前に、特定施設設置届出書を提出し受理される必要があります（水濁法5①）。

(2) 届出書の提出先について（資料2）

○徳島市以外に所在する事業場については、

下記のとおり事業場所在地を所轄する総合県民局・保健所に提出してください。

	電話	所轄地域
南部総合県民局	0884-28-9858	阿南市 那賀郡 海部郡
西部総合県民局	0883-53-2062	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡
徳島保健所	088-602-8901	鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
吉野川保健所	0883-36-9016	吉野川市 阿波市

なお、次の12市町においては、市役所・町役場による経由事務となっておりますので、総合県民局・保健所の環境担当と事前相談の後に、市町の環境担当に届け出てください。

鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，三好市， 勝浦町，石井町，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町，藍住町

○徳島市に所在する事業場については、

徳島市長宛てに提出となるので、徳島市環境保全課にお問い合わせください。

（電話：088-621-5213）

(3) 提出部数等について

提出部数は原則として3部をお願いしています。記載には、資料3を参考にしてください。

この3部とは別に、施設の変更等の際に活用するため、届出者用の控えを作成しておいてください。

なお、届出書の受理された日から60日間（この期間を実施制限期間といいます。）は、着工してはならないため（水濁法9①），原則として工事に着手しようとする日の60日以上前に届け出る必要がありますが、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、実施制限期間短縮願を提出することにより、これを短縮することができます（水濁法9②）。

6 排水基準について

排水基準には、国の一律基準と県の上乗せ基準があります。

(1) 一律基準について（資料4）

水濁令2で定める項目（以下「有害物質」という。）については、すべての特定事業場に適用されますが、水濁令3で定める項目については、1日当たりの平均的な排水の量（以下「日平均排水量」という。）が50立方メートル以上の特定事業場について適用されます。

(2) 上乘せ基準について

国の一律基準よりも厳しく、公共用河川又は海域ごとに設定されており、瀬戸内区域では、日最大排水量が50立方メートル以上、その他の地域では、日平均排水量が50立方メートル以上の特定事業場について適用されます。

排水基準のかかる事業場には、排水基準を遵守すべき義務（水濁法12①）、水質の測定義務（水濁法14①）が課せられています。

(3) 測定結果については、指定様式により事業場所在地を所轄する総合県民局・環境管理課・徳島市環境保全課へ毎月報告してください。

(4) 排水基準が適用されない特定事業場については、

「徳島県小規模事業場等排水対策指導指針」（資料5）により目標基準を設定しているため、適切な汚水の処理等に努めてください。

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

第二十二條 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

7 立入検査及び排水基準違反について

立入検査とは、行政機関が、特定事業場に立入り、施設の設置状況・稼働状況の検査や各種帳簿類及び水質測定記録表の閲覧、水質検査のための採水等を行うことです（水濁法22①）。

事業者は、これを拒み、忌避し、妨げた場合、刑事罰を受けることがあります（水濁法33四）。

また、立入で採水した排出水の水質検査の結果、排水基準違反であった場合は、当該違反に対する措置として、汚水等の処理の方法の改善（水濁法13①）等が命じられます。

8 総量規制（水質総量削減制度）について

(1) 総量規制について

人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域（瀬戸内海等）の水質汚濁を防止するために、この水域内において排出される汚濁物質の総量を規制するものです。

そこで、規制の対象とする物質（指定項目）が各水域に流入する汚濁負荷量（指定項目の量）を削減するために、各都府県は、指定項目ごとの削減目標量を設定し、それを達成するための諸施策を実施しています。

※指定項目とは、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量(T-N)及びりん含有量(T-P)の3項目。

(2) 総量規制基準について

瀬戸内区域に所在し、日平均排水量が50立方メートル以上である特定事業場（指定地域内事業場）に対して、適用されます。

総量規制基準（L）とは、1日当たり排出が許容される汚濁負荷量で、次の算式で計算されます。

$$L \text{ (kg/日)} = C \times Q \times 10^{-3}$$

C：業種等の区分ごとの濃度（mg/l）

Q：特定排出水の量（m³/日）

※C値は、知事が決め告示された数値です。

指定地域内事業場の設置者は、総量規制基準の遵守義務（水濁法12の2）があります。

そのため設置者は、地域を所轄する総合県民局・環境管理課・徳島市環境保全課に汚濁負荷量測定手法届出書を事前に提出し（水濁法14③）、それに基づき、汚濁負荷量を測定し（水濁法14②）、指定様式により報告すること（水濁法22①）となっています。

ア．南部総合県民局（電話：0884-28-9858）：阿南市，那賀郡，海部郡

イ．西部総合県民局（電話：0883-53-2062）：美馬市，三好市，美馬郡，三好郡

ウ．環境管理課（電話：088-621-2272）：上記ア，イ及び下記エ以外

エ．徳島市環境保全課（電話：088-621-5213）：徳島市内

事業者は、上記式中の「C」に排出水の実測濃度、「Q」に排出水の実測値を入れて汚濁負荷量を算出して、総量規制基準以内となるようにしてください。

また、瀬戸内区域に所在し、総量規制基準が適用されない小規模事業場についても、指定項目の総量削減のため、適切な汚水の処理等に努めてください。

第十二条の二 指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

第十四条

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。

9 事故時の措置について

事故時とは、特定事業場内で発生したすべての事故又は天災を含む不可抗力による事故により、有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときのことです。

このような事態になった場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について知事に届け出ることが義務づけられています（水濁法14の2）ので、地域を所轄する総合県民局・環境管理課・徳島市環境保全課に連絡してください。

ア. 南部総合県民局（電話：0884-28-9858）：阿南市，那賀郡，海部郡

イ. 西部総合県民局（電話：0883-53-2062）：美馬市，三好市，美馬郡，三好郡

ウ. 環境管理課（電話：088-621-2272）：上記ア，イ及び下記エ以外

エ. 徳島市環境保全課（電話：088-621-5213）：徳島市内

なお、油とは、原油，重油，潤滑油，軽油，灯油，揮発油及び動植物油のことです。

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

【参考資料】

1 指定物質について

有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもので、次の56物質（H24.10.1時点）が指定されています。

1	ホルムアルデヒド	20	クロロホルム	39	クロルピリホス
2	ヒドラジン	21	硫酸ジメチル	40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
3	ヒドロキシルアミン	22	クロルピクリン	41	アラニカルブ
4	過酸化水素	23	ジクロロボス (DDVP)	42	クロルデン
5	塩化水素	24	オキシデプロホス (ESP)	43	臭素
6	水酸化ナトリウム	25	トルエン	44	アルミニウム及びその化合物
7	アクリロニトリル	26	エピクロロヒドリン	45	ニッケル及びその化合物
8	水酸化カリウム	27	スチレン	46	モリブデン及びその化合物
9	アクリルアミド	28	キシレン	47	アンチモン及びその化合物
10	アクリル酸	29	p-ジクロロベンゼン	48	塩素酸及びその塩
11	次亜塩素酸ナトリウム	30	フェノブカルブ (BPMC)	49	臭素酸及びその塩
12	二硫化炭素	31	プロピザミド	50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。)
13	酢酸エチル	32	クロロタロニル (TPN)	51	マンガン及びその化合物
14	メチル-t-ブチルエーテル	33	フェニトロチオン (MEP)	52	鉄及びその化合物
15	硫酸	34	イプロベンホス (IBP)	53	銅及びその化合物
16	ホスゲン	35	イソプロチオラン	54	亜鉛及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	36	ダイアジノン	55	フェノール類及びその塩類
18	クロルスルホン酸	37	イソキサチオン	56	ヘキサメチレンテトラミン
19	塩化チオニル	38	クロルニトロフェン (CNP)		

2 指定施設について

指定施設とは、次の施設のことです。

- ①有害物質を貯蔵若しくは使用する施設
- ②指定物質を製造、貯蔵、使用若しくは処理する施設

10 特定事業場の排水対策について

次に例示をしていますが、特定事業場の特性にあった適切な排水処理を行うようにしてください。

○畜産事業場

徳島県では、畜産事業場におけるふん尿等の処理については、すべて農地還元することが原則です。やむをえず放流する場合は、適切な污水处理施設等を設置してください。

なお、排水が有る場合は、徳島県生活環境保全条例によって、上乘せ基準が設定されております。

○生コンクリート製造業

バッチャープラント洗浄水及びミキサー洗車水は、排水中の高アルカリ及び浮遊物質（SS）等が水質汚濁の原因となるため、沈殿槽で処理後、全量混練水等に循環使用を原則としてください。

また、降雨時の対策としてプラント周辺の場内雨水は、沈殿槽に導入し処理後、循環使用を原則とし、豪雨時にやむをえず放流する場合には、pH調整装置で中和処理後放流してください。

○旅館業

旅館から排出される排水は、し尿汚水、ちゅう房排水、洗たく排水等が主体となっており、汚濁成分としては主として生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、油分等があります。

合併浄化槽を設置している場合は、ちゅう房施設からの生ゴミ、油分の流出を防止するとともに、合併浄化槽の適正な使用及び維持管理に努めてください。

合併浄化槽を設置していない場合は、ちゅう房施設からのBOD等及び洗たく施設からのSS等を除去するため、沈殿槽等を設置してください。

また、りんの削減のために、無りん洗剤を使用してください。

11 有害物質貯蔵指定施設等に係る届出について

有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、有害物質貯蔵指定施設等が水濁法5③の規定に基づく届出対象施設となっています。（平成24年6月1日施行）

有害物質貯蔵指定施設等に係る届出に関しては、下記URLを参照に、別途作成の「届出のしおり」を参考にしてください。

※徳島県ホームページ「水質汚濁防止法に基づく届出について（有害物質貯蔵指定施設等）」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/2012031300361/>

資料 1 届出等の手続一覧

		水濁法対象事業場		瀬戸内法対象事業場					
		①瀬戸内区域で日最大排水量が50立方メートル未満の特定事業場 ②海部郡（美波町赤松地区を除く。）に特定施設を設置する特定事業場 ③瀬戸内区域に指定地域特定施設（201人～500人槽のし尿浄化槽）を設置する特定事業場 ④瀬戸内区域に瀬戸内令第4条に規定する施設（下水道終末処理施設，地方公共団体の設置するし尿処理施設等）を設置する特定事業場		瀬戸内区域で日最大排水量が50立方メートル以上の特定事業場（ただし，左欄の③，④のみの施設を設置する事業場は除く。）					
		必要な手続き	時期	必要な手続き	時期				
1	事業場の新設	特定施設設置届出（5①）	原則60日以上前	特定施設設置許可申請（5①）	約2ヶ月以上前				
2	特定施設の増設								
3	特定施設の更新								
4	事業場の移転	使用廃止届出（10）	廃止日から30日以内	使用廃止届出（9）	廃止日から30日以内				
		特定施設設置届出（5①）	原則60日以上前	特定施設設置許可申請（5①）	約2ヶ月以上前				
5	有害物質貯蔵施設等の設置	特定施設設置届出（5③）	原則60日以上前	特定施設設置届出（水濁法5③）	原則60日以上前				
6	事業場内の特定施設の形状の変更，能力の変更，使用方法の変更等	特定施設構造等変更届出（7）	原則60日以上前	特定施設構造等変更許可申請（8①）	原則約2ヶ月以上前。ただし，排水量及び排水の汚染状態が増加しない場合は，約2週間前。				
7	汚水処理施設の新設・増設・更新（汚水処理施設が特定施設である場合を除く）								
8	汚水処理施設の能力の変更，形状の変更，処理水量の変更等								
9	排水量・水質に増減がある								
10	排水口に変更（位置及び数）がある					約2ヶ月以上前			
11	特定施設，汚水処理施設，排水の排出の方法について参考となるべき事項に関する変更					特定施設構造等変更届出（8④）	変更日から30日以内		
12	用水及び排水の系統及び用途別用水使用量を変更					特定施設変更届出（9）			
13	特定施設でなかったものが新たに特定施設に指定された場合の，現にその施設を有している事業場					特定施設使用届出（6①）	特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届出（7②）	特定施設となった日から30日以内

		水濁法対象事業場		瀬戸内法対象事業場	
		必要な手続き	時期	必要な手続き	時期
14	水量の変更のみにより水濁法対象から瀬戸内法対象になる場合（水量が増加する場合）	(右欄の手続による)		特定施設設置許可申請（５①）	約２ヶ月以上前
15	水量の変更のみにより瀬戸内法対象から水濁法対象になる場合（水量が減少する場合）	(右欄の手続による)		特定施設構造等変更許可申請（８①）	約２週間以上前
16	届出者／申請者の氏名・住所の変更，事業場の名称・所在地の変更	氏名等変更届出（１０）	変更日から３０日以内	氏名等変更届出（９）	変更日から３０日以内
17	届出者／申請者が法人である場合の，代表者の交代				
18	特定施設の廃止	使用廃止届出（１０）	廃止日から３０日以内	使用廃止届出（９）	廃止日から３０日以内
19	事業場の廃止				
20	相続，法人の合併及び分割，事業・施設の譲渡，営業主体の交代，個人の事業を法人化した場合，会社形態の変更	承継届出（１１③）	承継日から３０日以内	承継届出（１０③）	承継日から３０日以内
21	事業場の承継により，法適用に変更がある場合（瀬戸内法から水濁法へ）			(左欄の手続による)	
22	事業場の承継により，法適用に変更がある場合（水濁法から瀬戸内法へ）	(右欄の手続による)		特定施設設置許可申請（５①）	約２ヶ月以上前
23	汚濁負荷量の測定手法を新たに定めた場合，変更した場合	汚濁負荷量測定手法届出（１４③）	届出事由が生じた後	汚濁負荷量測定手法届出（水濁法１４③）	届出事由が生じた後
24	有害物質，指定物質又は油を含む水が流出する事故が生じた場合	事故時の措置の届出（１４の２①②③）	事故発生後速やかに	事故時の措置の届出（水濁法１４の２①②③）	事故発生後速やかに

- 注 1 上の表は，代表的な事例を書いたものであり，特殊な対応をすべき事例もあります。
- 注 2 法令等改正により，臨時の手続が要求される場合があります。
 <例>窒素及びりん の総量規制に伴う改正政令が施行された後に，６０日以内に排水システム別の汚染状態及び量の届出書（水濁法対象事業場の場合は水濁法６③，瀬戸内法対象事業場の場合は，水濁法２２①）を提出することとなりました。
- 注 3 上の表にある届出・申請の時期を過ぎても，届出・申請の義務はなくなりません。
- 注 4 届出書は，原則として３部を，許可申請は，４部を提出してください。
- 注 5 水濁法対象事業場において，時期に「原則６０日以上前」としたのは，届出書を受理した後６０日間の実施制限期間があるためです。
- 注 6 瀬戸内法対象事業場において，時期に「原則約２ヶ月以上前」としたのは，申請書を受理した後に，瀬戸内法で定められた３週間の告示縦覧期間を含め，事務手続に時間を要するためです。

資料2 水質汚濁防止法関係届出先

事業場の設置地域等により、次のとおりとなります。

○徳島市：徳島市環境保全課 TEL：088-621-5213

○徳島市以外：下表のとおり

事業場所在地	届出の内容		
	第5条第1～2項（特定施設の設置届出） 第6条（特定施設の使用届出） 第7条（特定施設の変更届出） 第10条（氏名等変更届出） 第11条第3項（承継届出）	第14条第3項 （汚濁負荷量測定手法届出） 第14条の2第1～3項 （事故状況等の届出）	
鳴門市	鳴門市環境政策課（TEL：088-683-7571）		東部保健福祉局 （徳島保健所庁舎） 環境試験検査担当 TEL：088-602-8901
小松島市	小松島市市民環境課（TEL：0885-32-2147）		
勝浦町	勝浦町住民課（TEL：0885-42-1501）		
石井町	石井町環境保全課（TEL：088-674-6842）		
藍住町	藍住町生活環境課（TEL：088-637-3116）		
上勝町 佐那河内村 神山町 松茂町 北島町 板野町 上板町	東部保健福祉局（徳島保健所庁舎） 環境試験検査担当 TEL：088-602-8901	徳島県環境管理課 水質担当 TEL：088-621-2272	
吉野川市	吉野川市環境企画課（TEL：0883-22-2230）		東部保健福祉局 （吉野川保健所庁舎） 生活衛生担当 TEL：0883-36-9016
阿波市	阿波市環境衛生課（TEL：0883-36-8711）		
那賀町	那賀町環境課（TEL：0884-62-1192）		南部総合県民局 （阿南保健所庁舎） 環境担当 TEL：0884-28-9858
牟岐町	牟岐町住民福祉課（TEL：0884-72-3414）		
美波町	美波町住民生活課（TEL：0884-77-3613）		
海陽町	海陽町住民環境課（TEL：0884-73-4152）		
阿南市	南部総合県民局（阿南保健所庁舎）環境担当 TEL：0884-28-9858		
三好市	三好市環境課（TEL：0883-72-3436）		西部総合県民局 （美馬庁舎） 環境担当 TEL：0883-53-2062
美馬市	西部総合県民局（美馬庁舎） 環境担当 TEL：0883-53-2062		
つるぎ町 東みよし町			

資料3 届出書記載例

様式第1 (第3条関係) (表面)

特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ 設置 ~~(使用, 変更)~~ 届出書
 年 月 日
 ※提出日を記載

徳島県知事 殿
 徳島市長

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

届出者 ○○市△△町◇◇1-1
 ○×△株式会社
 代表取締役社長 徳島 太郎

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項~~ (第6条第1項又は第2項、~~第7条~~)の規定により、特定施設 ~~(有害物質貯蔵指定施設)~~ について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		○×△株式会社第2工場 ※省略せずに記載	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		××郡○○町△△1番地 ※番地まで記載	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類の	66 電気めっき施設 令3-2 し尿浄化槽	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考 連絡先 088- 621-2272 担当者 徳島 太郎 放流先 側溝 →○○川	
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
有害物質使用特定施設の種類の				
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	(例) ①	(例) ②	※「第〇図 事業場の平面図」に、この施設を示すため任意の番号をつける。
特定施設号番号及び名称	66 電気めっき施設	令3-2 し尿浄化槽	※水濁法令別表第1の号番号及び名称を記載する。
型 式	全自動バレル回転式 (△△社製AB-C)	△△社製D-EF型	※会社名、機種名、型式などを記載する。
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (第3-1図のとおり)	ガラス強化プラスチック製 (第3-2図のとおり)	※施設の材質等について記載し、「第〇図 構造図」として添付する。
主 要 寸 法	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法:第3-1図のとおり)	縦6.6m×横20.5m ×高さ3.5m	※施設の寸法を記載する。 縦(L)×横(W)×高さ(H)
能 力	ねじ 5,000個/日	42m ³ /日(210人槽)	※1日当たりの製造、処理能力を記載する。
配 置	製造棟1階 (第2図のとおり)	第2図のとおり	※「事業場の平面図」を添付し、施設の位置を明記する。 ※有害物質使用特定施設の場合は、設置階層を記載する。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	※既設の施設であればこの欄を記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	※施設の建築・設置工事等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき事項	・床面は厚さ100mmの コンクリート ・周囲には側溝を設け、 流出を防止		※有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。 ※防液堤等については、可能な場合には容量を記入すること。

- 備考 1 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号	(例) ①	※②は有害物質使用 特定施設ではないため、 本様式は不要	※別紙1と同じ内容を記載 する。
特定施設番号及び 名称	66 電気めつき施設		※別紙1と同じ内容を記載 する。
設 備	地上配管, 排水溝, ためます		※施設に付帯する配管等, 排水溝等の設備を記載す る。
構 造	配管: ステンレス製 排水溝, ためます: コンクリート製, 厚さ50mm		※設備の材質を記載すると ともに, 検知設備を有する 場合には, その旨記載す る。 ※配管については, 地下配 管(トレンチ), 地下配管(埋 設)などのケースも考えられ る。トレンチの場合はトレン チの構造についても記載す ること。
主 要 寸 法	配管: 直径100mm × 30m 排水溝: 幅300mm × 深さ200mm × 8m ためます: 500mm × 500mm × 400mm		※設備のうち, 主なもの について寸法を記載する。 縦(L) × 横(W) × 高さ(H)
配 置	製造棟1階 (第2図のとおり)		※地下に設置されている場 合には, その旨を記載する など, 事業場内のどの位置 にこの設備があるのか明 記する。 ※添付図による記載も可。
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	※既設の設備であればこ の欄に記載する。
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	※設備の建築・設置工事 等に着手する日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用できる状態になる日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用し始める日
その他参考となるべき 事項			※有害物質を含む水が流 れない場合には, 構造等 に関する基準が適用され ないので, その旨記載す ること。

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には, 本様式を提出することを要しない。
2 配置の欄には, 当該特定施設の設備の配置を記載すること。

特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号	(例) ①	(例) ②	※別紙1と同じ内容を記載する。			
特定施設番号及び名称	66 電気めっき施設	令3-2 し尿浄化槽	※別紙1と同じ内容を記載する。			
設置場所	第2図のとおり	第2図のとおり	※別紙1と同じ内容を記載する。			
操業の系統	第5図のとおり	第5図のとおり	※製造工程図等を添付する。			
使用時間間隔	8時から18時まで	連続	※連続, 8~18, 断続などと記載する。			
1日当たりの使用時間	10時間	24時間	※1日当たりの延べ使用時間を記載する。			
使用の季節的変動	なし	なし	※ある場合は, 時期と状況を記載する。			
原材料(消耗資材を含む。)の種類, 使用方法及び1日当たりの使用量	苛性ソーダ ○kg 硫酸 ○L 無水クロム酸 (○%液) △L 処理対象物 : 鋼板 ○kg	し尿・雑排水 42m ³ /日	※当該施設で使用する原材料, 資材などを記載する。			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	※有害物質については, 微量であっても排出される可能性があれば記載する。 また, 指定物質についても, 可能な限り記載する。
	pH	5~9	4~10	5.8~8.6	5.8~8.6	
	BOD (mg/L)	—	—	16	20	
	COD (mg/L)	30	40	24	30	
	SS (mg/L)	40	50	10	15	
	T-N (mg/L)	3	5	16	20	
	T-P (mg/L)	0.2	0.3	0.8	1.0	
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	3,000以下	3,000以下	
六価クロム (mg/L)	60	80	—	—		
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	※特定施設から排出される汚水等の量を記載する。	
	4	6	36	42		
その他参考となるべき事項	濃厚廃液は, 産業廃棄物処理委託					

備考 配置の欄には, 当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	(例) ③凝集沈殿処理施設	(例) ②し尿浄化槽	※別紙1と同じ内容を記載する。						
処理施設の設置場所	第2図のとおり	第2図のとおり	※						
設置年月日	年 月 日	年 月 日	※既設の場合、記載						
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	※設置工事等の着手日						
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用できる状態になる						
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	※使用し始める日						
種類及び型式	△△社製G-HI型	合併浄化槽 △△社製D-EF型							
構造	第4図のとおり	ガラス強化プラスチック製 (第3-2図のとおり)							
主要寸法	2.5m×3m×2m	6.6m×20.5m×3.5m							
能力	6m ³ /日	42m ³ /日(210人槽)							
処理の方式	ろ過還元+凝集沈殿	流量調整担体流動 生物ろ過方式							
処理の系統	第5図のとおり	第6図のとおり							
集水及び導水の方法	第5図のとおり	第6図のとおり							
使用時間間隔	8時から18時まで	連続	※連続, 8~18, 断続などと記載する。						
1日当たりの使用時間	10時間	24時間	※1日当たりの延べ使用時間を記載する。						
使用の季節変動	なし	なし	※ある場合は, 時期と状況を記載する。						
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	還元剤 5kg 凝集剤 10kg	固形塩素剤 0.5kg	※当該施設で使用する資材などを記載する。						
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	5-9	6-8	4-10	6-8	6-8	6-8	6-8	6-8
	BOD (mg/L)	—	—	—	—	200	16	250	20
	COD (mg/L)	30	10	40	15	100	24	125	30
	SS (mg/L)	40	10	50	15	160	10	200	15
	T-N (mg/L)	3	3	5	5	50	16	70	20
	T-P (mg/L)	0.2	0.2	0.3	0.3	5	1	7	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	—	—	無数	3000 以下	無数	3000 以下
	六価クロム(mg/L)	60	0.05	80	0.1	—	—	—	—
量 (m ³ /日)	4	4	6	6	36	36	42	42	
残さの種類, 1月間の種類別生成量及び処理方法	脱水汚泥量0.2m ³ /月 産廃業者に処分委託				脱水汚泥量10m ³ /月 産廃業者に処分委託				
排出水の排出方法	No.1排水口				No.1排水口				
その他参考となるべき事項									

備考1 汚水等の汚染状態の欄には, 当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には, 排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		(例) No.1排水口		(例) No.2排水口		(例) No.3排水口			
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	通常	最大	※一般6項目(pH, BOD, COD, SS, T-N, T-P)は記載する。 ※有害物質に関しては、事業場内で使用するすべての有害物質に関して、排水系統へ流入する有害物質をすべて記載する。	
	pH	6~8	6~8	7~8	7~8	雨水専用			
	BOD (mg/L)	14.4	17.5	2	2				
	COD (mg/L)	22.6	28.2	2	2				
	SS (mg/L)	10	15	2	2				
	T-N (mg/L)	14.7	18.2	1	1				
	T-P (mg/L)	0.8	1.8	0.1	0.1				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3000以下	3000以下	—	—				
六価クロム(mg/L)	ND (<0.04)	ND (<0.04)	—	—					
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大	通常	最大	※冷却水や雨水を排出する排水口に関しては、「冷却水専用」、「雨水を含む」旨を記載する。	
		40	48	1	1.5				
その他参考となるべき事項					冷却水専用				

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

業 種 の 区 分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)		※		
	通常	最大	通常	最大	指定項目の別		通常		最大	
					Qco	Qci				Qcj
特定 排 出 水	206号 輸送用機械器具 製造業	10	15	4	6			6	0.04	0.06
	222-2号 し尿浄化槽	24	30	36	42			42	0.864	1.008
	合計			40	48			48	0.904	1.068
特定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		※		
	冷却水	2	2	1	1.5	0.002	0.003			
									通常	最大
	合計			1	1.5	0.002	0.003			
そ の 他 の 参 考 事 項	<p>○「特定排水」とは、排水から、雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水のように、一般的にその用途に供されることによっては汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水のことである。</p> <p>○「特定排水以外の排水」とは、ボイラー水、間接冷却水等で、汚濁負荷のかからない（濃度が相当低い）水のことである。ただし、排水系統が特定排水と分離されている場合に限る。</p> <p>○「業種その他の区分」については、徳島県報掲載の「総量規制基準」を参照すること。</p> <p>○汚染状態は、排水処理後の汚染状態を記載すること。</p> <p>○汚濁負荷量は、次式により算出すること。</p> <p>通常負荷量＝通常水質×通常水量／1,000</p> <p>最大負荷量＝通常水質×最大水量／1,000</p>									

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

		指定項目の別			T - N					
業 種 の 区 分	汚染状態 (mg/L)	水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)		※			
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大
特定 排 出 水	206-1号 輸送用機械器具 製造業	3	5	4	6		6		0.012	0.018
	222-3号 し尿浄化槽	16	20	36	42		42		0.576	0.672
	合計			40	48		48		0.588	0.69
特定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種類及び用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		※		
		通常	最大	通常	最大	通常	最大			
	冷却水	1	1	1	1.5	0.001	0.002			
	合計			1	1.5	0.001	0.002			
そ の 他 の 参 考 事 項	<p>○「特定排水」とは、排水から、雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水のように、一般的にその用途に供されることによっては汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水のことである。</p> <p>○「特定排水以外の排水」とは、ボイラー水、間接冷却水等で、汚濁負荷のかからない（濃度が相当低い）水のことである。ただし、排水系統が特定排水と分離されている場合に限る。</p> <p>○「業種その他の区分」については、徳島県報掲載の「総量規制基準」を参照すること。</p> <p>○汚染状態は、排水処理後の汚染状態を記載すること。</p> <p>○汚濁負荷量は、次式により算出すること。 通常負荷量＝通常水質×通常水量／1,000 最大負荷量＝通常水質×最大水量／1,000</p>									

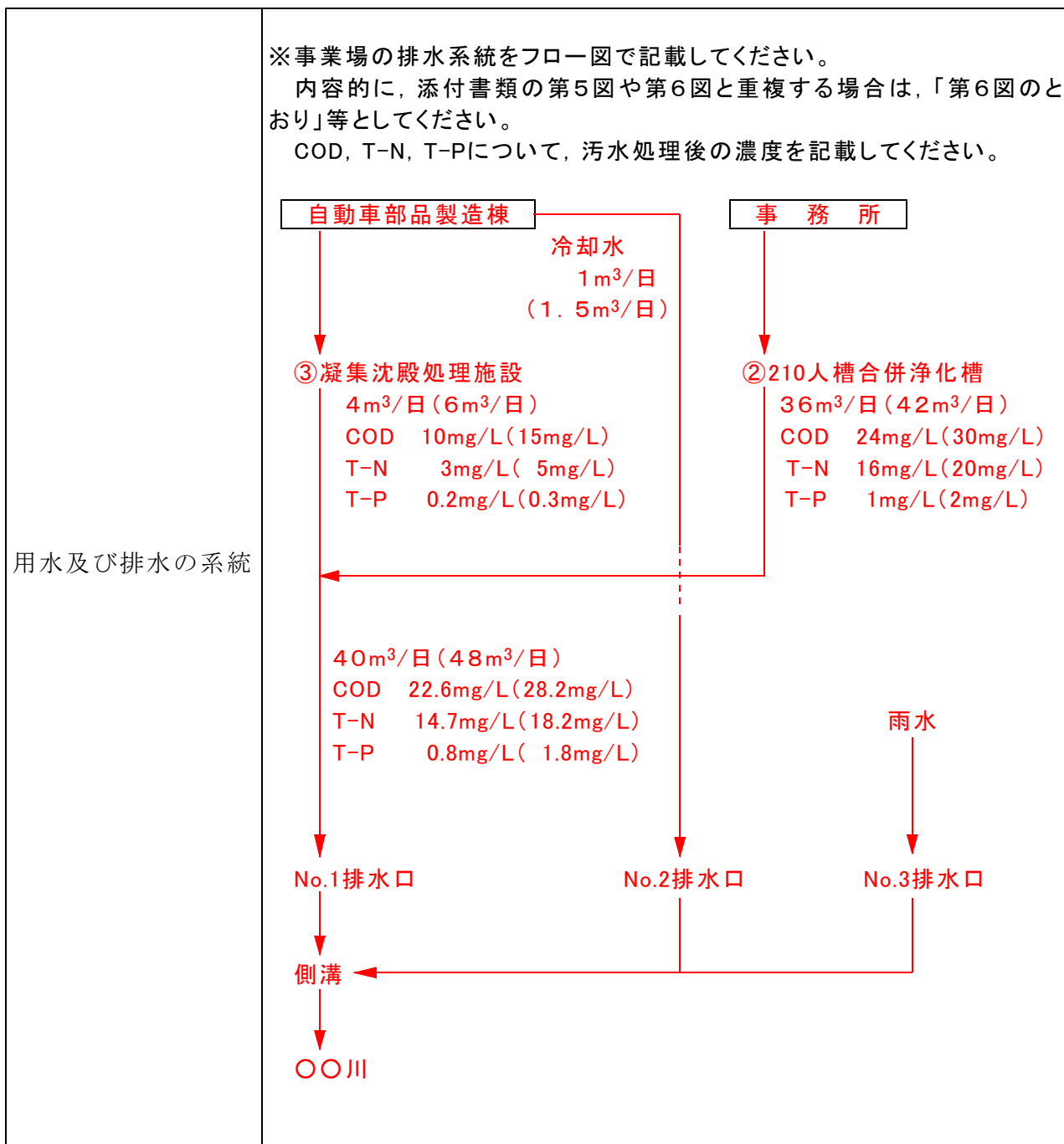
- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

排水水の排水系統別の汚染状態及び量

業 種 の 区 分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)			汚濁負荷量 (kg/日)		※		
	通常	最大	通常	最大	指定項目の別		通常		最大	
					Qco	Qci				Qcj
特定 排 出 水	206-1号 輸送用機械器具 製造業	0.2	0.3	4	6		6		0.0008	0.0012
	222-3号 し尿浄化槽	1	2	36	42		42		0.036	0.042
	合計			40	48		48		0.0368	0.0432
特定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		※			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
								種類及び用途		
	冷却水	0.1	0.1	1	1.5	0.0001	0.0002			
	合計			1	1.5	0.0001	0.0002			
そ の 他 の 参 考 事 項	<p>○「特定排水」とは、排水から、雨水のように事業活動その他の人の活動に使用されない水及び一過性の間接冷却水のように、一般的にその用途に供されることによっては汚濁負荷量が増加しない用途に供された水を除いた排水のことである。</p> <p>○「特定排水以外の排水」とは、ボイラー水、間接冷却水等で、汚濁負荷のかからない（濃度が相当低い）水のことである。ただし、排水系統が特定排水と分離されている場合に限る。</p> <p>○「業種その他の区分」については、徳島県報掲載の「総量規制基準」を参照すること。</p> <p>○汚染状態は、排水処理後の汚染状態を記載すること。</p> <p>○汚濁負荷量は、次式により算出すること。 通常負荷量＝通常水質×通常水量／1,000 最大負荷量＝通常水質×最大水量／1,000</p>									

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統



用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m³/日)
	工程水	工業用水	4 m³/日 (6 m³/日)
	冷却水	地下水	1 m³/日 (1.5 m³/日)
	事務所用水	上水道	36 m³/日 (42 m³/日)
	合計		41 m³/日 (49.5 m³/日)

資料4 排水基準について

1 一律排水基準

水質汚濁防止法に基づき、全国一律に適用される排水基準です。

■健康項目（水質汚濁防止法施行令第2条）

	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
2	シアン化合物	1mg/L
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L
5	六価クロム化合物	0.5mg/L
6	砒素及びその化合物	0.1mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
12	ジクロロメタン	0.2mg/L
13	四塩化炭素	0.02mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
20	チウラム	0.06mg/L
21	シマジン	0.03mg/L
22	チオベンカルブ	0.2mg/L
23	ベンゼン	0.1mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L
		海域 230mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L
		海域 15mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L
	(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。	
28	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

■生活環境項目（水質汚濁防止法施行令第3条）

	項 目	許容限度
1	水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8-8.6
		海域 5.0-9.0
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
3	化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
4	浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
7	フェノール類含有量	5mg/L
8	銅含有量	3mg/L
9	亜鉛含有量	2mg/L
10	溶解性鉄含有量	10mg/L
11	溶解性マンガン含有量	10mg/L
12	クロム含有量	2mg/L
13	大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
14	窒素含有量（T-N）	120mg/L（日間平均 60mg/L）
15	磷含有量（T-P）	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考		
<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

2 上乗せ排水基準

- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、水域や区域の特性に応じて、一律排水基準より厳しい上乗せ排水基準が、徳島県生活環境保全条例で設定されています。
- 基準項目は、BOD、COD、SS、フェノール類含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）です。
- 河川流域・海域や業種別に基準値が設定されていますので、詳しくは、『徳島県生活環境保全条例 別表第16（第37条関係）』（下記URL参照）をご覧ください。

※URL：https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00001216.html

資料5 徳島県小規模事業場等排水対策指導指針

第1 目的

この指針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）及び徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）による排水基準等（有害物質に係るものを除く。）の適用を受けない工場及び事業場の排水について、水質等の改善に係る指導及び助言を行うために必要な事項を定め、もって公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

第2 小規模事業場等の定義

この指針において「小規模事業場等」とは、次の各号のいずれかの要件を備える工場及び事業場（徳島市に設置されている工場及び事業場を除く。）をいう。

- (1) 法第2条第6項に規定する特定事業場のうち、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号。以下「総理府令」という。）別表第2に掲げる排水基準及び条例に定める排水基準の適用を受けない工場及び事業場
- (2) 条例第2条第12号に規定する汚水等排出工場等のうち、条例に定める排水の規制基準の適用を受けない工場及び事業場

第3 目標基準

小規模事業場等からの排水に係る目標基準は、別表のとおりとする。

ただし、総理府令に暫定排水基準の規定のある業種に係る目標基準は、当該暫定排水基準とする。

第4 指導事項

排水の改善に必要な次に定める事項について指導等を行うものとする。

- (1) 水利用の合理化等による汚濁負荷量の削減に関すること。
- (2) 汚水等の処理の方法に関すること。
- (3) 汚水等の処理施設の改善に関すること。
- (4) 公害防止施設に係る融資制度等のあっ旋に関すること。
- (5) その他排水の改善に関すること。

第5 指導等の計画的実施

指導等を実施するに当たっては、小規模事業場等の排水による公共用水域へ与える影響の度合い及び地域の環境保全上の必要度を勘案し、関係機関との連携を密にしながら、計画的かつ段階的に行うものとする。

第6 事業者への啓発

この指針の円滑な推進を図るため、小規模事業場等に対して、関係機関の協力を得て、啓発に努めるものとする。

第7 その他

- (1) 小規模事業場等以外の事業場において、指導等の必要が生じた場合は、この指針に準じて行うものとする。
- (2) この指針以外の法令等により規制指導等が行われている工場及び事業場については、この指針の規定にかかわらず、それぞれの法令等の定めるところによるものとする。
- (3) この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この指針は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この指針は、平成 10 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 目標基準

項 目	目 標 基 準
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg / l (日間平均 120 mg / l)
化学的酸素要求量	160 mg / l (日間平均 120 mg / l)
浮遊物質	200 mg / l (日間平均 150 mg / l)
窒素含有量	120 mg / l (日間平均 60 mg / l)
リン含有量	16 mg / l (日間平均 8 mg / l)

備考

- 「日間平均」による目標基準は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 生物化学的酸素要求量についての排出水の目標基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出水の目標基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量及びリン含有量についての排出水の目標基準は、平成5年環境庁告示第67号（窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域を定める件）に定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に適用する。